

先行手配に関する覚書

社会福祉法人 恩賜財団済生会支部 埼玉県済生会鴻巣病院（以下「甲」という。）と、東テク株式会社（以下「乙」という。）とは、『換気設備改修工事（以下、「本工事」という。）』について、次の条項のとおり覚書（以下、「本覚書」という。）を締結する。

第1条（内容）

甲は、乙に対し、2021年5月18日付の見積書（第20210502814-00-00号）について、第2条の工期内に本工事を完了させるため、機器先行手配及び工事着手を依頼するものとする。

第2条（工期）

乙は、次の期間内において本工事を完了するものとする。

2021年6月14日 ～ 2021年7月11日

第3条（正式発注）

甲は、本工事をリース事業にて実施予定であり、現在リース会社を選定中であるため、乙は本覚書をもって工事着手を行うものとする。なお、リース会社が決定次第、リース会社より乙に速やかに正式な注文書を発行するものとする。

第4条（支払い条件）

甲は、本工事完了日の翌月末日に全額を乙の指定する銀行口座に一括で振込むよう、リース会社に依頼するものとする。

第5条（中止）

甲は、乙の責めによらない事由により本工事を中止する場合、それまでに要した機器費および工事費等の費用を乙に支払うものとする。

第6条（紛争処理）

本覚書および関連契約に関し、甲および乙間に紛争が生じた場合、訴えの提起または調停の申立は、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を管轄裁判所とする。

第7条（協議事項）

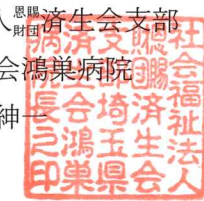
本覚書の条項の解釈に疑義が生じた事項、又は本覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上、誠意をもって解決を図るものとする。

本覚書締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上、各1通を保有する。

2021年 6月 14日

甲：埼玉県鴻巣市八幡田849

社会福祉法人 済生会支部
埼玉県済生会鴻巣病院
院長 關 紳



乙：東京都中央区日本橋本町三丁目11番11号

東テク株式会社

代表取締役社長 長尾 克己

